第1回栃木県特別職報酬等審議会の結果について

【概要】

- 1 開催日時 令和7(2025)年10月21日(火) 13時30分から14時30分まで
- 2 開催場所 栃木県公館中会議室
- 3 出席委員 池田会長ほか 委員8名
- 4 会議の結果
 - (1) 審議会会長の選出について 委員の互選により池田委員が会長に就任された。
 - (2) 審議会の公開・非公開について 附属機関等の設置及び運営に関する要綱第8条により「非公開」(栃木県情報公開条例第7条1項4号該当)と決定された。
 - (3) 審議事項(非公開)
 - ・議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定の必要性の有無
 - ・改定することとした場合における議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額
 - ・改定する場合の実施時期

(参考)

第2回栃木県特別職報酬等審議会は11月に開催予定(非公開)

特別職報酬等審議会委員名簿

宇 大 学 学 都 宮 長 池 室 田 栃木県社会福祉協議会会長 石 崎 金 市 株式会社下野新聞社取締役 岩村由紀乃 日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 大 柿 美 紀 栃木県女性団体連絡協議会会長 川井 正枝 栃 木 県 銀 行 協 会 会 長 清 水 和 幸 株式会社 とちぎテレビ代表取締役社長 須藤揮一郎 橋本賢二郎 栃 木 県 労 働 委 員 会 会 長 栃木県中小企業団体中央会会長 横倉正一 栃木県農業協同組合中央会農業対策部長 和久井要子

(五十音順、敬称略)

○栃木県特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月1日 栃木県条例第55号

栃木県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

栃木県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額並びに知事及び副知事の給料、 退職手当等の額(以下「議員報酬等の額」という。)について審議するため、栃木県特 別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平18条例51・平20条例35・一部改正)

(所掌事項)

第2条 知事は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平18条例51·一部改正)

(委員)

- 第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、栃木県の区域内の公共的団体 の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が委嘱する。
- 2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (会長)
- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員 がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第6条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

(平18条例49·一部改正)

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。